

福祉のまちづくり条例施行規則改正概要（令和 4 年 4 月 1 日施行） ホテル又は旅館の一般客室におけるバリアフリー整備基準等について

1 背景・目的

兵庫県では平成 4 年に福祉のまちづくり条例（以下、条例という）を制定し、建築物のバリアフリー整備基準を定め、福祉のまちづくりを推進しています。

現行の条例ではホテル又は旅館について、新築等の際し、敷地内通路や外部出入口、ロビーや便所などの共用部のバリアフリー化を義務付けているほか、総客室数 50 室以上の場合に車椅子利用者利用客室等の設置を義務付けています。

この度、高齢化社会の一層の進展や、大阪・関西万博等による高齢者や障害者を含む多様な旅行者の来県を見据え、新たにホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー整備基準を定め、新築等の際しバリアフリー化を義務付けます。

2 改正概要

(1) 一般客室の基準（規則別表第 3 第 1 及び第 4 の 4）

床面積の合計 1,000 m²以上のホテル又は旅館を新築等する場合、一般客室及び一般客室までの経路について、以下の基準を新たに設ける。

ア 客室までの 1 以上の経路をバリアフリー化（段を設けない）

イ 客室の出入口の幅を 80cm 以上とする

ウ 客室内に段を設けない（新築、増築、改築の場合のみ）

エ 客室出入口から浴室、便所までの経路の幅を 80cm 以上（内角 90 度以内に屈曲する箇所にあつては 100cm 以上）とする

オ 客室出入口から 1 以上のベッドまでの経路の幅を 80cm 以上とする

カ 客室内に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間を確保する

キ 客室内の 1 以上の浴室、便所の出入口幅を 75cm 以上とする

ク 客室内の浴槽、便器、洗面台に車椅子で近づくことができる空間を確保する

ケ 客室内の浴室、便所の床仕上げを滑りにくい素材とする

コ 客室内の浴室の浴槽部分に手すりを設ける

※一般客室の面積等に応じて適用除外又は緩和あり（詳細は別紙参照）

(2) 車椅子利用者利用客室の基準（規則別表第 3 第 1 及び第 4 の 4）

客室内の経路の幅及び車椅子が回転できる空間について、一般客室と同等以上となるよう基準を追加する。

(3) 整備状況に関する情報の公表（規則第 12 条の 2 及び別表第 4 の 2）

ホテル又は旅館の所有者又は管理者に対して、バリアフリー整備基準を満たした一般客室の数の公表を義務付ける。

3 スケジュール

(1) 公布：令和 3 年 12 月 27 日

(2) 施行：令和 4 年 4 月 1 日

ホテル又は旅館の一般客室におけるバリアフリー整備基準

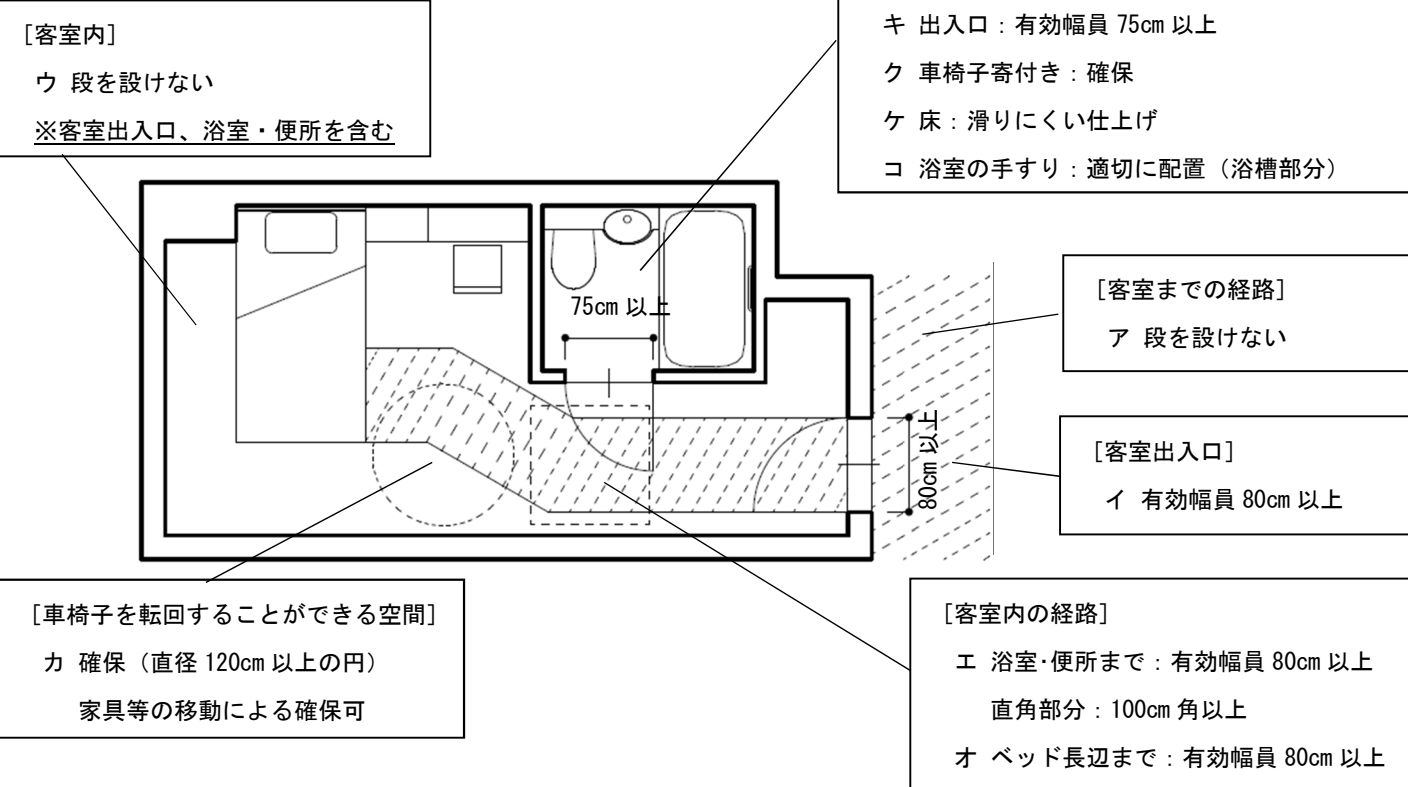
対象となる行為	<p>床面積の合計が 1,000 m²以上のホテル又は旅館の新築、改築、増築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替え</p> <p>(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設を除く)</p>	
整備基準	ア 客室までの経路	段を設けない(道等、車椅子使用者用駐車施設から客室までの 1 以上の経路)
	イ 客室の出入口の幅	有効幅員 80cm 以上
	ウ 客室内の段差	<p>段を設けない</p> <p>(用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替えの場合は適用除外、メゾネット形式等における上下階への移動のための階段は適用除外)</p>
	エ 客室内の経路の幅(浴室・便所まで)	<p>出入口から 1 以上の浴室・便所まで有効幅員 80cm 以上(内角 90 度以内に屈曲する箇所は 100cm 以上)</p> <p>(1 ベッド客室 15 m²未満、2 ベッド以上客室 19 m²未満の場合は適用除外)</p>
	オ 客室内の経路の幅(ベッドまで)	<p>出入口から 1 以上のベッドまで有効幅員 80cm 以上(1 ベッド客室 18 m²以上、2 ベッド以上客室 22 m²以上の場合にはベッドの長辺まで)</p> <p>(1 ベッド客室 15 m²未満、2 ベッド以上客室 19 m²未満の場合は適用除外)</p>
	カ 車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間	<p>確保</p> <p>(1 ベッド客室 18 m²未満、2 ベッド以上客室 22 m²未満の場合は適用除外)</p>
	キ 便所・浴室出入口の幅	有効幅員 75cm 以上(1 ベッド客室 18 m ² 未満、2 ベッド以上客室 22 m ² 未満の場合には有効幅員 70cm 以上)
	ク 浴槽・便器・洗面台に車椅子で近づくことができる空間	<p>確保</p> <p>(1 ベッド客室 18 m²未満、2 ベッド以上客室 22 m²未満の場合は適用除外)</p>
	ケ 浴室・便所の床仕上げ	粗面又は滑りにくい材料とする
	コ 浴室の手すり(浴槽部分)	適切に配置

※ウ～クの基準については、和室部分は適用除外。

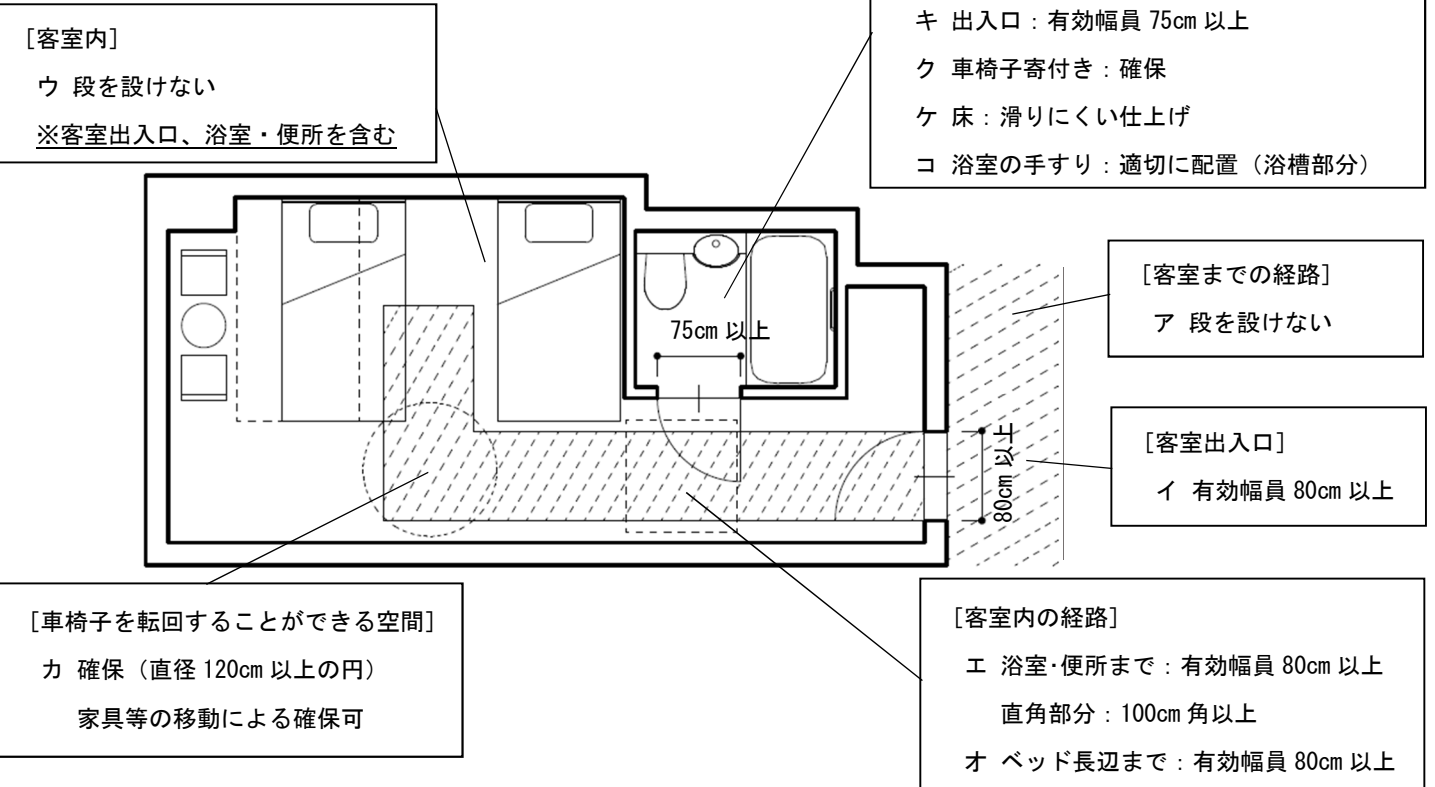
※改築、大規模の修繕、大規模の模様替えには、建築確認が不要な内・外装の改修等は含まない。

バリアフリー化された一般客室イメージ図

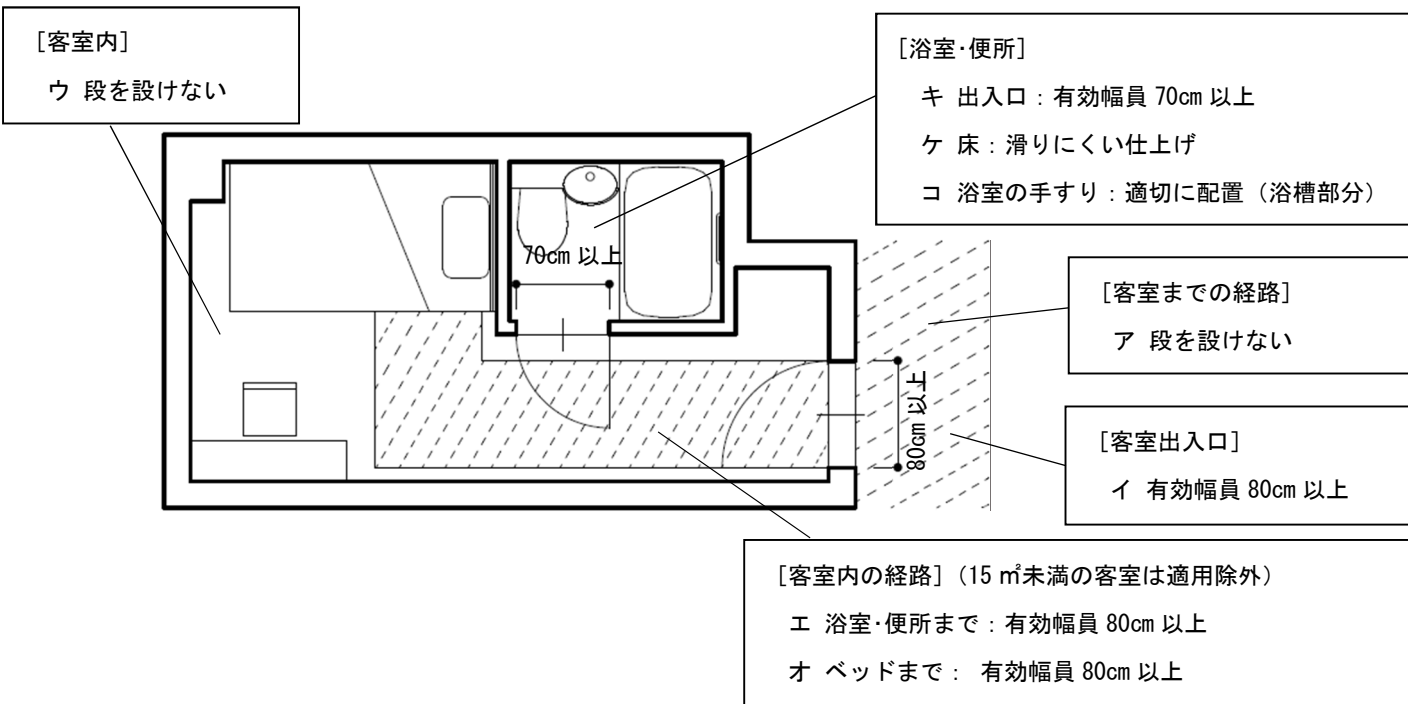
1ベッドの場合



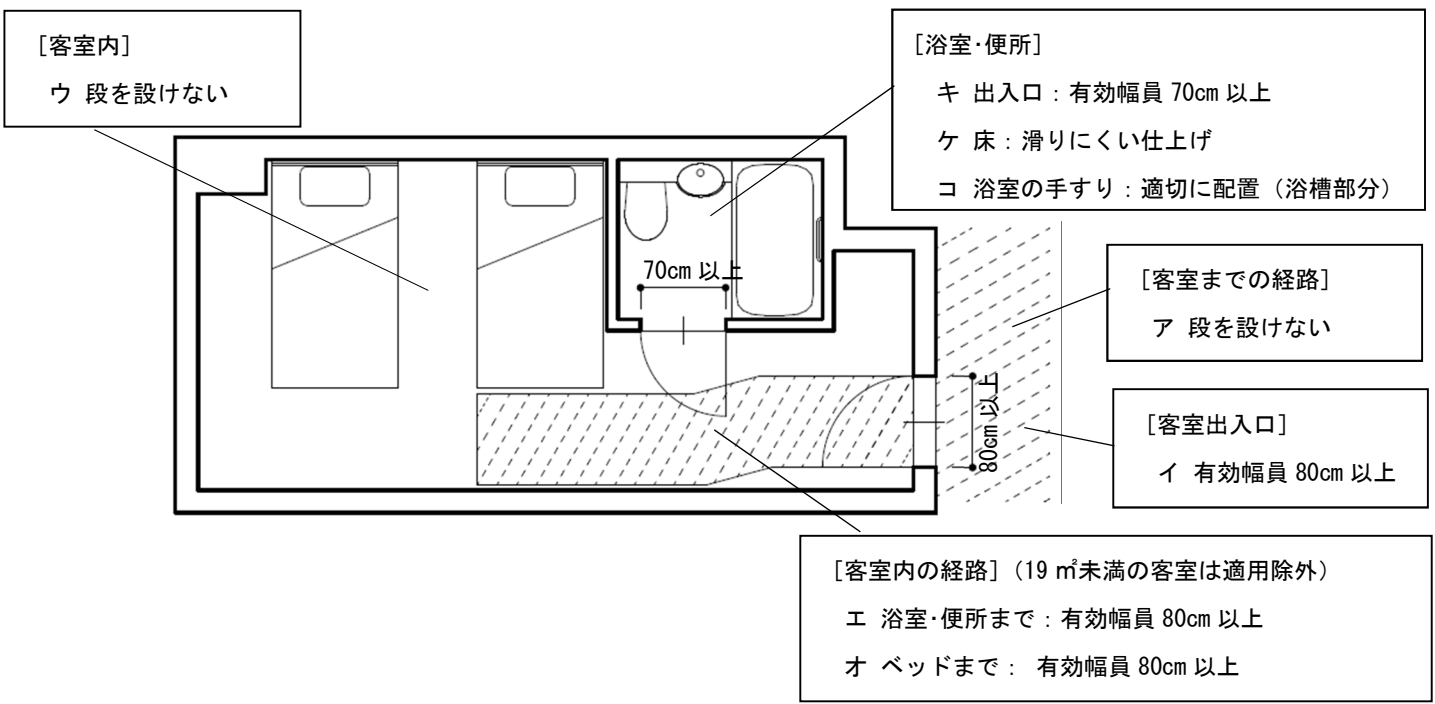
2ベッド以上の場合



※面積が 18 m²未満の客室については、下記の基準を適用します。



※ 面積が 22 m²未満の客室については、下記の基準を適用します。



■整備基準に加えて、多くの人にとってより利用しやすい施設とするために推奨する事項を以下のとおり定めます。

[客室出入口] 引き戸、ドアスコープは立位及び車椅子使用者に配慮し2カ所設置、室名プレート浮き文字（点字併記）

[浴室・便所出入口] 引き戸

[コンセント・スイッチ等] 車椅子使用者に配慮した高さに設置、ワイドスイッチ

[その他] 床仕上げを絨毯とする場合は車椅子使用者に配慮し短毛とする、床巾木は高さ 30cm 程度とする